

平成 22 年 2 月 12 日

企業結合専門委員会の検討状況
少数株主持分の取扱い（関連論点）－ディスカッション・ポイント

- 少数株主持分の取扱いについては、平成 21 年 12 月 10 日の本委員会で意思確認が行われ、少数株主持分を資本とし、少数株主との取引は資本取引として扱う方向性で進めることが暫定的に決定された。ただし、財務諸表の表示など、関連する論点については、引き続き検討することとされた。
- 平成 22 年 1 月 29 日に開催された企業結合専門委員会では、上記の関連論点が審議されている（共通支配下における取引は除く。）。本日の委員会では、主に以下の点をディスカッション・ポイントとしてご審議をお願いしたい。

（ディスカッション・ポイント）

- ① 連結損益計算書及び純資産の表示について、提案している様式は適切か。
- ② 全部のれんについて、購入のれん方式と選択適用とすることは適切か。また、非支配持分の当初測定に関して、市場価格又は合理的に算定された価額を用いる方法と、親会社株主持分について計上した額から推定する方法を選択適用することは適切か。
- ③ 子会社が債務超過となった場合、原則として、非支配持分が負の残高となる場合であっても、親会社株主持分と非支配持分に割り当てる方法を採用することは適切か。

以 上